
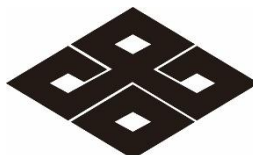


各務原市 中小企業等エネルギー価格高騰対策支援事業（第2弾） 【申請の手引き】

令和5年6月30日版

申請期間	令和5年4月17日（月）～令和5年7月14日（金） ※郵送：当日消印有効 ※電子申請：令和5年7月14日（金）23：59締切 申請状況によっては早期に終了する可能性があります
申請方法	<p>1. 所定の申請様式に必要事項を記入のうえ、添付書類を添えて 郵送で申請してください。</p> <div style="border: 2px dashed black; padding: 10px;"><p>【宛先】 〒504-8555 各務原市那加桜町1-69 各務原市中小企業等エネルギー価格高騰対策支援金事務局 宛</p></div> <p>※ 簡易書留など、郵便物が追跡できる方法で送付してください。 ※ 持参での提出は受け付けておりません。</p> <p>または</p> <p>2. 添付する「申請者の確認ができる書類」ファイルが3つ以下かつ、 「エネルギー経費に関する領収書等」のファイルが6つ以下の場合、 インターネットの専用フォームから申請することもできます。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">各務原市 中小企業等エネルギー価格高騰対策支援</div> 検索 



各務原市

各務原市中小企業等エネルギー価格高騰対策支援金の不正受給は犯罪です

1. 概要	・ ・ ・ ・ ・ p. 3
2. 対象者	・ ・ ・ ・ ・ p. 4
3. 対象経費	・ ・ ・ ・ ・ p. 5
4. 支援金額	・ ・ ・ ・ ・ p. 6
5. 申請	・ ・ ・ ・ ・ p. 8
5-1. 提出書類（郵送での申請）	・ ・ ・ ・ ・ p. 9
5-2. 郵送での申請方法①～⑩	・ ・ ・ ・ ・ p. 10
5-3. 提出書類（電子申請）	・ ・ ・ ・ ・ p. 21
5-4. 電子申請の方法①～③	・ ・ ・ ・ ・ p. 22

1. 概要

事業の趣旨

エネルギー価格の高騰の影響を受け、厳しい経営環境に置かれている各務原市内の事業者を支援するため、「各務原市中小企業等エネルギー価格高騰対策支援金第2弾」（以下「支援金第2弾」という。）を対象となる事業者へ交付します。

対象者

- 下記をすべて満たす者
 - ① 各務原市内に事業所等のある事業者（大企業を除く）
 - ② 現在市内で事業を営んでいて、今後1年以上事業を行う予定の者
 - ③ 令和4年11月から令和5年1月までのいずれかの月（1か月間）において、事業の実施に要したエネルギー経費（ガソリン、軽油、電気、ガス、灯油、重油）の合計額が7万円以上の者
 - ④ 市税の滞納がない者
 - ⑤ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第13項に規定する接客業務受託営業を行う事業者でないこと。
 - ⑥ 政治団体でないこと。
 - ⑦ 宗教上の組織又は団体でないこと。
 - ⑧ 各務原市補助金交付規則（昭和38年規則第34号）第3条の3各号のいずれにも該当しない者。

対象経費

令和4年11月から令和5年1月までのいずれかの月（1か月間）における各務原市内の事業所で事業のために使用したエネルギー経費の合計額
エネルギー：ガソリン、軽油、電気、ガス、灯油、重油

支援金

対象期間内の1か月のエネルギー経費の合計額に応じて、1万7000円以上9万5000円以内

- ・ 1事業者につき1回限りの交付です。（令和4年11月29日～令和5年2月15日に申請受付を行った市中小企業等エネルギー価格高騰対策支援金第1弾（以下「支援金第1弾」という。）の交付を受けた者も支援金第2弾を申請できます）
- ・ 支援金第1弾の交付を受けていない者で、県による物価・エネルギー価格高騰に関する支援を受けている場合、県支援の金額を差し引いて支援金第2弾を交付する場合があります。

申請

【期間】 令和5年4月17日（月）から令和5年7月14日（金）まで

【方法】 郵送またはウェブ申請フォーム

申請に係る書類の作成、送付等に係る費用は申請者の自己負担となります。

2. 対象者

次をすべて満たす方が対象となります。

- ① 各務原市内に事業所等のある事業者（大企業を除く）
- ② 現在市内で事業を営んでいて、今後1年以上事業を行う予定の者
- ③ 令和4年11月から令和5年1月までのいずれかの月（1か月間）において、事業の実施に要したエネルギー経費（ガソリン、軽油、電気、ガス、灯油、重油）の合計額が7万円以上の者
- ④ 市税の滞納がない者
- ⑤ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第13項に規定する接客業務受託営業を行う事業者でないこと。
- ⑥ 政治団体でないこと。
- ⑦ 宗教上の組織又は団体でないこと。
- ⑧ 各務原市補助金交付規則（昭和38年規則第34号）第3条の3各号のいずれにも該当しない者。

● 事業所等

本社、主たる事業所、本店、支社、支店、営業所、など

（例1）各務原市外に本社があり、市内にも事業所等がある場合
⇒ **各務原市内にある事業所等だけが対象**となります

（例2）各務原市内に本社があり、市外にも事業所等がある場合
⇒ **各務原市内にある事業所等だけが対象**となります

● 大企業

中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項及び第5項に規定する中小企業者及び小規模企業者以外の法人

● 各務原市補助金交付規則（昭和38年規則第34号）第3条の3各号

- (1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。次号において「暴対法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
- (2) 暴力団員(暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
- (3) 役員等(法人にあっては役員及び使用人(支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所の業務を統括する者(営業所の業務を統括する権限を代行し得る地位にある者を含む。)をいう。以下同じ。)を、法人以外の団体にあっては代表者、理事その他法人における役員及び使用人と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者及びその使用人をいう。以下同じ。)が暴力団員である等暴力団がその経営又は運営に実質的に関与している個人又は法人その他の団体(以下「法人等」という。)
- (4) 役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用している個人又は法人等
- (5) 役員等が、その属する法人等若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等(暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)を利用して個人又は法人等
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している個人又は法人等
- (7) 役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している個人又は法人等
- (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用して個人又は法人等

関連する申請事項

提出書類①、③

申請フォーム

Q1～6、Q8～11、Q27、28

3. 対象経費

令和4年11月から令和5年1月までのいずれかの月（1か月間）における、各務原市内の事業所で**事業のために燃料として使用**したエネルギー経費の合計額です。

- エネルギー
ガソリン、電気、ガス、灯油、重油、軽油

- 対象月
支払を行った月

- (例1) 10月に給油しクレジットカードで支払い、11月に請求引き落とし
⇒11月のエネルギー経費
- (例2) 11月15日～12月14日までの電気使用量を12月に口座引き落とし
⇒12月のエネルギー経費
- (例3) 11月～1月までの使用料を1月に一括引き落とし
⇒1月のエネルギー経費、ただし金額は3つの月のうち一つを選択してください。

- 対象月を複数選択することはできません

(例) 対象月を1月とする場合
全てのエネルギーについて、1月に支払を行ったことを示す領収書等をご用意ください。
ガソリン、ガスは1月の日付の領収書、電気を12月の日付の領収書などとする⇒不可

4. 支援金額①

令和4年11月から令和5年1月までのいずれかの月（1か月間）におけるエネルギー経費の合計額に応じて支援金を交付します。

表1

対象期間中いずれかひと月のエネルギー経費の合計額	第2弾支援金額
① 7万円以上10万円未満	1万7000円
② 10万円以上15万円未満	3万円
③ 15万円以上20万円未満	4万3000円
④ 20万円以上25万円未満	5万6000円
⑤ 25万円以上30万円未満	6万9000円
⑥ 30万円以上35万円未満	8万2000円
⑦ 35万円以上	9万5000円

- 支援金第1弾の交付を受けた方も申請を行うことができます。
- 支援金第1弾の交付を受けていない方で、表2県による支援金の交付を受けた方は、支援金額が異なる場合があります。

申請金額の求め方は7ページをご確認ください。

表2

岐阜県による支援金等の名称
岐阜県原油高・物価高騰における地場産業支援金
岐阜県地域公共交通燃料価格高騰対策支援金
岐阜県一般公衆浴場燃料価格高騰対策事業支援金
岐阜県貨物自動車運送事業燃料高騰支援金
岐阜県私立学校光熱費高騰対策交付金
岐阜県医療機関等光熱費高騰対策支援金 (県医療機関光熱費高騰対策支援金、県高齢者施設等光熱費高騰対策支援金、障害福祉サービス事業所等光熱費高騰対策支援金、薬局光熱費高騰対策支援金)

(例1) 中小企業等エネルギー価格高騰対策支援金第1弾の交付を受けた場合

- 県支援の交付の有無にかかわらず、対象経費額に応じた本ページ上部の表1にある支援金額となります。

(例2) 中小企業等エネルギー価格高騰対策支援金第1弾の交付を受けていない場合

- 県支援の交付がない：対象経費額に応じた本ページ上部の表1にある支援金額となります。
- 県支援の交付がある：**7ページをご確認ください。**

関連する申請事項

提出書類

①、②、⑦

申請フォーム

Q17～25、Q36、37

5. 支援金額②

● 支援金第2弾の申請額の求め方

各務原市中小企業等エネルギー価格高騰対策支援金第1弾の交付が

ある

ない

下記の県支援申請・交付が

- ・ 原油高・物価高騰における地場産業支援金
- ・ 一般公衆浴場燃料価格高騰対策事業支援金
- ・ 地域公共交通燃料価格高騰対策支援金
- ・ 貨物自動車運送事業燃料高騰支援金
- ・ 私立学校光熱費高騰対策交付金
- ・ 医療機関等光熱費高騰対策支援金（4つ）

ない

ある

表1

エネルギー経費合計	金額A
7万円以上10万円未満	4万円
10万円以上15万円未満	7万円
15万円以上20万円未満	10万円
20万円以上25万円未満	13万円
25万円以上30万円未満	16万円
30万円以上35万円未満	19万円
35万円以上	20万円

支援金第2弾の対象月の
エネルギー経費合計を出す

表1 から、エネルギー経費
合計に対応する金額Aを見つけ、

$$\text{県支援金額} - \text{金額A} = \text{金額B}$$

金額Bが
0円以下

金額Bが
0円より多い

表2 から、エネルギー経費合計
に対応する支援金額を見つけ、

$$\text{金額C} - \text{金額B} = \text{金額D}$$

金額Dが
0円より多い

金額Dが
0円以下

支援金第2弾金額
= 金額D

対象外

表2

エネルギー経費合計	金額C
7万円以上10万円未満	1万7000円
10万円以上15万円未満	3万円
15万円以上20万円未満	4万3000円
20万円以上25万円未満	5万6000円
25万円以上30万円未満	6万9000円
30万円以上35万円未満	8万2000円
35万円以上	9万5000円

支援金第2弾金額 = 表2の金額C

5. 申請

申請期間

令和5年4月17日（月）から令和5年7月14日（金）まで（当日消印有効）

- ✓ インターネットによる申請の場合
令和5年4月17日（月）0:00から令和5年7月14日（金）23:59まで

申請方法

1. 郵送での申請

申請期間内に、提出書類を郵送して申請

郵 送 先	〒504-8555
	各務原市那加桜町1-69
	各務原市中小企業等エネルギー価格高騰対策支援金事務局 宛

- ✓ 鉛筆、シャープペン、消せるペンでの記入はしないでください。
- ✓ **窓口持参での申請は受け付けておりません**
- ✓ 簡易書留など追跡できる方法で発送してください

2. 電子申請

申請期間内に、インターネット上にある申請フォームにて申請

下記2つの条件に当てはまる方は、インターネットでの申請が可能です。
郵送での申請を行っていただくこともできます。

1. 提出書類③「申請者・事業所等の確認ができる書類」に相当する添付ファイル数が3つ以内（各ファイルサイズは10MB以下）
2. 提出書類④「エネルギー経費の支出が確認できる書類」に相当する添付ファイル数が6つ以内（各ファイルサイズは10MB以下）

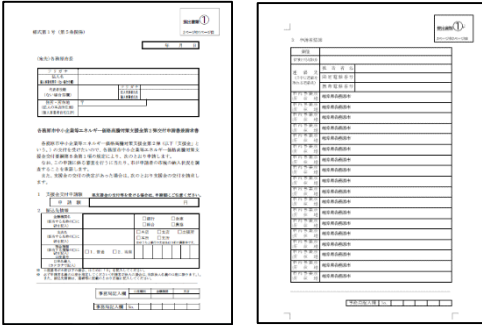
- ✓ **電子メールでの申請はできません**

申請フォームの入力方法はこの「手引き」のp. ●参照

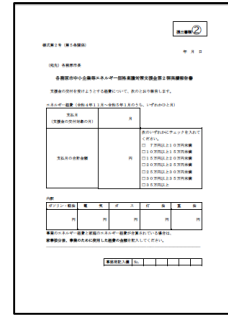
5-1. 提出書類

郵送での申請

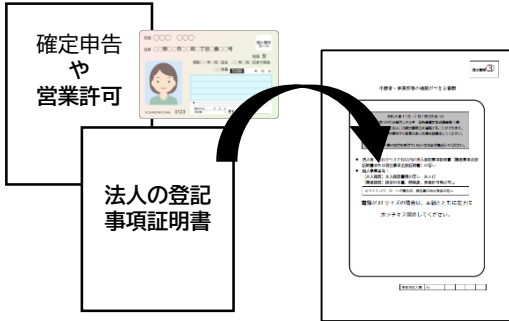
● 提出書類① 申請書兼請求書（様式第1号）



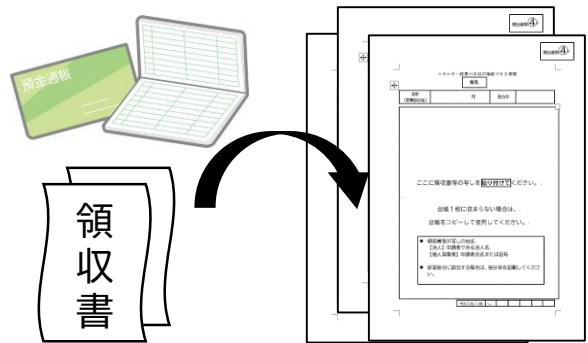
● 提出書類② 実績報告書（様式第2号）



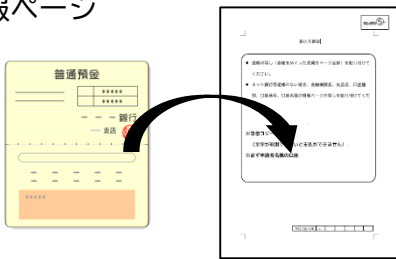
● 提出書類③ 申請者・事業所等の確認ができる書類 支援金第1弾交付を受けた方のみ提出を省略可能 (第1弾の申請時から変更がある場合は提出)



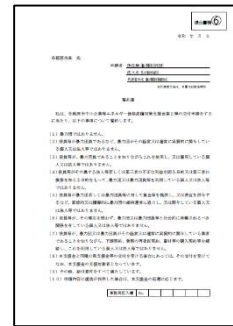
● 提出書類④ エネルギー経費の確認書類



● 提出書類⑤ 振込先確認 ・ 通帳の見開きページの写し ・ ネット銀行等通帳のない場合、金融機関名、支店名、口座種別、口座番号、名義の情報ページ



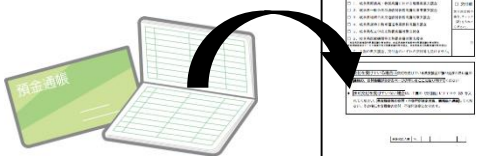
● 提出書類⑥ 誓約書



● 提出書類⑦ 県支援金交付等状況報告書 支援金第1弾交付を受けた方のみ提出不要

該当者のみ貼付け

- ・ 交付金が振り込まれた口座の通帳の写し等



● 提出書類⑧ 提出書類チェックシート



5-2. 郵送での申請方法①

● 提出書類① 各務原市中小企業等エネルギー価格高騰対策支援金交付申請書兼請求書（様式第1号）

おもて

- ・ 日付を必ず記入してください。
- ・ 「令和」で記入してください。

令和〇年 〇月 〇日

①

様式第1号（第5条関係）

2ページ中1ページ目

年 月 日

(宛先)各務原市長

フリガナ 法人名 <small>個人事業者屋号（ない場合空欄）</small>	
代表者役職 (ない場合空欄)	フリガナ 法人代表者氏名 <small>個人事業者氏名</small>
住所・所在地 (法人の本店所在地) (個人事業者自宅住所)	フリガナ カブシキガイシャ キサイレイ 株式会社 記載例

各務原市中小企業

各務原市中小企業

いう。)の交付を受

援金交付要綱第5条第1項の規定により、次のとおり申請します。

なお、この申請に係る審査において、申請者の市税の納入状況を確認することを承諾します。

また、支援金の交付の決定は、提出書類①は機械で読み取りを行います

● ゴム印不可

提出書類①は機械で読み取りを行います

1 支援金交付申請額 無支援金の交付等を受ける場合は、申請額にご任意ください。

申請額 円

2 振込先情報

金融機関名 (該当する名称の□に ☑を記入)	<input type="checkbox"/> 銀行 <input type="checkbox"/> 金庫 <input type="checkbox"/> 組合 <input type="checkbox"/> 農協
支店名 (該当する名称の□に ☑を記入)	<input type="checkbox"/> 本店 <input checked="" type="checkbox"/> 支店 <input type="checkbox"/> 出張所 <input type="checkbox"/> 本所 <input type="checkbox"/> 支所 <small>※ゆうちょ銀行の支店名は3桁の漢数字です。</small>
預金種類 (該当する種類の□に ☑を記入) 口座番号	<input checked="" type="checkbox"/> 1. 普通 <input type="checkbox"/> 2. 当座
口座名義人 (カタカナで記入)	か)サイレイ ダ 化ヨトリマリヤク カミガハラ タロウ

2 振込先情報

金融機関名 (該当する名称の□に ☑を記入)	金融機関名	<input checked="" type="checkbox"/> 銀行 <input type="checkbox"/> 金庫 <input type="checkbox"/> 組合 <input type="checkbox"/> 農協
支店名 (該当する名称の□に ☑を記入)	支店名	<input type="checkbox"/> 本店 <input checked="" type="checkbox"/> 支店 <input type="checkbox"/> 出張所 <input type="checkbox"/> 本所 <input type="checkbox"/> 支所 <small>※ゆうちょ銀行の支店名は3桁の漢数字です。</small>
預金種類 (該当する種類の□に ☑を記入) 口座番号	<input checked="" type="checkbox"/> 1. 普通 <input type="checkbox"/> 2. 当座	0 1 2 3 4 5 6
口座名義人 (カタカナで記入)	か)サイレイ ダ 化ヨトリマリヤク カミガハラ タロウ	

※ 口座番号が6桁以下の場合、はじめに「0」を記入してください。
※ 必ず申請者名義の口座を指定してください(申請者が法人の場合は、当該法人名義の口座に限ります。)
また、振込先情報は、通帳等に記載のとおり正確に記入してください。

- 必ず申請者名義の口座
- 提出書類⑤と同じ口座を記入してください

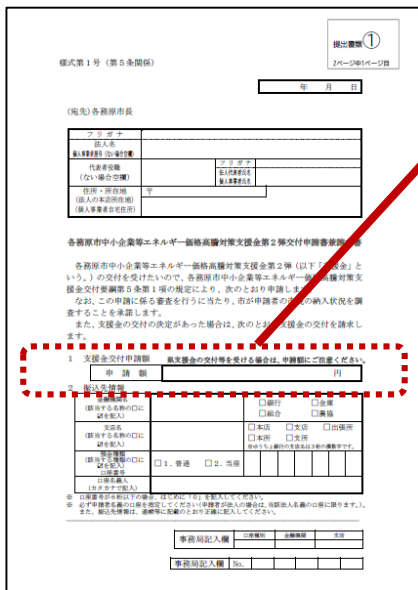
申請額
7, 11ページ
を必ず読んで
から記入して
ください。

5-2. 郵送での申請方法②

- 提出書類① 各務原市中小企業等エネルギー価格高騰対策支援金 第2弾交付申請書兼請求書（様式第1号）

おもて

①～③のうち該当する方法で申請額を記入



1 支援金交付申請額 県支援金の交付等を受ける場合は、申請額にご注意ください。

申請額

円

表1

対象期間中いずれかひと月のエネルギー経費の合計額	第2弾支援金額
① 7万円以上10万円未満	1万7000円
② 10万円以上15万円未満	3万円
③ 15万円以上20万円未満	4万3000円
④ 20万円以上25万円未満	5万6000円
⑤ 25万円以上30万円未満	6万9000円
⑥ 30万円以上35万円未満	8万2000円
⑦ 35万円以上	9万5000円

①支援金第1弾の交付を受けた方

②支援金第1弾の交付を受けていない、かつ対象の県支援金の申請・交付がない方

1. 上記の「表1」を見てください。
2. 提出書類②に記入した、ひと月のエネルギー経費合計額範囲に当てはまる「支援額」を申請額に記入してください。

③支援金第1弾の交付を受けていない、かつ対象の県支援金（※）の申請・交付がある方

1. 下記「表2」から、ひと月のエネルギー経費合計額範囲に当てはまる金額に対応する金額Aを見つけてください。
 2. 県支援金－金額A＝金額B
 3. 金額B ≤ 0円の場合、上記「表1」から、ひと月のエネルギー経費合計額に対応する支援金額を記入してください。
 4. 金額B > 0円の場合、下記「表3」から、ひと月のエネルギー経費合計に対応する金額Cを見つけてください。
 5. 金額C－金額B＝第2弾支援金額
- ※ 対象の県支援金は6ページをご確認ください。

表1 エネルギー経費合計

エネルギー経費合計	金額A
7万円以上10万円未満	4万円
10万円以上15万円未満	7万円
15万円以上20万円未満	10万円
20万円以上25万円未満	13万円
25万円以上30万円未満	16万円
30万円以上35万円未満	19万円
35万円以上	20万円

表2 エネルギー経費合計

エネルギー経費合計	金額C
7万円以上10万円未満	1万7000円
10万円以上15万円未満	3万円
15万円以上20万円未満	4万3000円
20万円以上25万円未満	5万6000円
25万円以上30万円未満	6万9000円
30万円以上35万円未満	8万2000円
35万円以上	9万5000円

5-2. 郵送での申請方法③

提出書類① 各務原市中小企業等エネルギー価格高騰対策支援金 第2弾交付申請書兼請求書（様式第1号）

うら

複数の業種を営む場合は、主な事業の業種を記入してください。

業種

提出書類①
2ページ中2ページ目

3. 申請者情報

業種		
常時使用する従業員数		
連絡先 (日中に連絡を取れる連絡先)	担当者名	
	固定電話番号	
	携帯電話番号	
市内事業所在地	岐阜県各務原市	

- 1. 日々雇い入れられるもの（1か月を超えて引き続き使用される場合を除く）
- 2. 2か月以内の期間を定めて使用される者（所定の期間を超えて引き続き使用される場合を除く）
- 3. 季節的業務に4か月以内の期間を定めて使用される者（所定の期間を超えて引き続き使用される場合を除く）
- 4. 試用期間中の者

市内事業所在地 常時使用する従業員数

必ず、連絡の取れる連絡先を記入してください。
連絡が取れない場合、交付が遅れたり、交付ができない場合があります。

連絡先 (日中に連絡を取れる連絡先)	担当者名	〇〇
	固定電話番号	058-0000-0000
	携帯電話番号	090-0000-0000

- 提出書類①のおもて面に記入した本店等以外で、市内事業所等がある場合は記入してください。（ない場合は記入不要）
- 欄が足りない場合は、コピーして使用してください。

市内事業所在地

5-2. 郵送での申請方法④

● 提出書類② 各務原市中小企業等エネルギー価格高騰対策支援金 第2弾実績報告書（様式第2号）

- ・ 日付を必ず記入してください。
- ・ 「令和」で記入してください。

令和〇年〇月〇日

- 1
- 交付を受ける対象月を記入してください（11月～1月のいずれかひと月）。
 - 対象月は「支払月」（11月の使用分料金を12月に振り込みで支払った場合、12月の経費とする）

提出書類②

年 月 日

- 3
- 欄 2 「内訳」に記入した金額の合計を記入してください。

- 4
- 欄 3 の合計金額が当てはまる範囲にチェック(✓)を入れてください。

(宛先) 各務原市長

各務原市中小企業等エネルギー価格高騰対策支援金第2弾実績報告書

支援金の交付を受けようとする経費について、次のとおり報告します。

エネルギー経費（令和4年11月～令和5年1月のうち、いずれかひと月）

支払月 (支援金の交付対象の月)	月
支払月の合計金額	円

次のいずれかにチェックを入れてください。

- 7万円以上10万円未満
- 10万円以上15万円未満
- 15万円以上20万円未満
- 20万円以上25万円未満
- 25万円以上30万円未満
- 30万円以上35万円未満
- 35万円以上

内訳

ガソリン	電気	ガス	灯油	重油
円	円	円	円	円

事業のエネルギー経費と家庭のエネルギー経費が合算されている場合は、家事按分後、事業のために使用した経費の金額を記入してください。

内訳

ガソリン・軽油	電気	ガス	灯油	重油
61,600円	82,500円	44,000円	0円	0円

事業のエネルギー経費と家庭のエネルギー経費が合算されている場合は、家事按分後、事業のために使用した経費の金額を記入してください。

- 2
- それぞれのエネルギー経費は、同じ支払月のものに限ります。
 - (例) 電気、ガソリンは11月でガスは12月⇒不可
 - 提出書類④と同じ金額を記入してください。
 - 家事按分後の、事業に使用した分の金額を記入してください。

5-2. 郵送での申請方法⑤

● 提出書類③ 申請者・事業所等の確認ができる書類

支援金第1弾の交付を受けた方は提出を省略できますが、支援金第1弾の申請時と内容に変更がある場合は再度提出してください。
支援金第1弾の交付を受けていない場合は必ず提出してください。



台紙左上にホッチキス
で留める

個人事業者

本人確認書類

- 個人番号カード
 - 運転免許証
 - パスポート
 - 住民基本台帳カード（写真が添付されているもの）
- など、
各務原市本人確認事務取扱要綱別表第1
に掲げるものいずれか**ひとつ**

写し



および

写し

- 確定申告書
 - 開業届
 - 営業許可証
- など、
いずれか**ひとつ**

別添Q&Aも参照
してください

補足資料

市内の事業所住所が記載
されていない場合は、市
内事業所の住所が分かる
資料も添付（ホームペー
ジなど）

法人

写し

発行から3か月以内の
法人登記事項証明書

- ⇒履歴事項全部証明書
- または
- ⇒現在事項全部証明書

補足資料

証明書に市内の事業所
住所が記載されていな
い場合は、市内事業所
の住所が分かる資料も
添付（ホームページな
ど）

5-2. 郵送での申請方法⑥

● 提出書類④ エネルギー経費の支出が確認できる書類

領収書等の貼り付け

それぞれのエネルギー用の台紙に分けて貼ってください。



はがれないよう糊付け

提出書類④

エネルギー経費の支出が確認できる書類

電気

合計 (按分後)	82,500 円	事業のために使用する割合	80% 等
-------------	----------	--------------	-------

家事按分がある場合

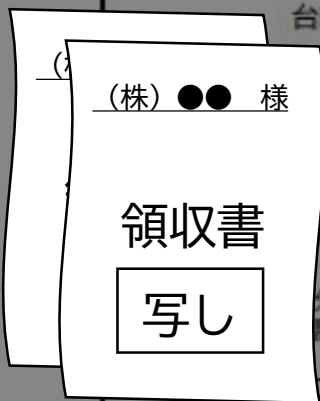
事業に使用する割合を記入してください。

合計金額の記入

- 貼りに付けた領収書等の合計金額を記入してください。
- 按分後の、事業に使用した分の金額を記入してください。

ここに領収書等の写しを貼り付けてください。

台紙1枚に収まらない場合は



をコピーして使用して

(株) ●● 様

請求書

写し

および

写し

【引き落としの場合】

- 明細が分かる請求書等
- 引き落とし口座の通帳の、引き落とされたことが分かるページ

領収書の宛名は申請者名

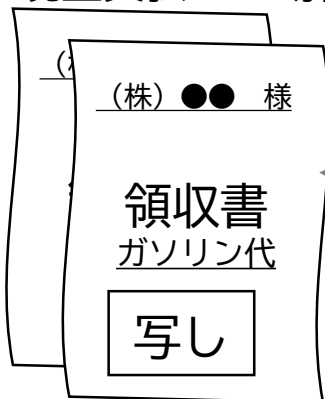
- 【法人】申請する法人名
- 【個人事業者】申請者氏名または屋号

台紙1枚に収まらない場合は、台紙をコピーして使ってください。

5-2. 郵送での申請方法⑦

● 請求書・領収書の注意点

■ 現金支払いの場合



【申請者が法人】法人宛

【申請者が個人事業者】屋号や個人事業者宛

- ・ 「ガソリン代」など記載があり、対象経費の領収であることがわかるもの
- ・ 領収日の記載があるもの

領収書に経費の内容が記載されていない場合、請求書等、経費の内容が分かるものを併せて提出してください。

■ 口座引き落としの場合

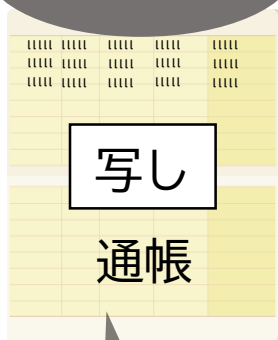


【申請者が法人】法人宛

【申請者が個人事業者】屋号や個人事業者宛

- ・ 「灯油代」など記載があり、対象経費の請求であることがわかるもの
- ・ 支払日は領収日や通帳引き落とし日で確認します。

および



- ガソリンや軽油、灯油代の請求をカード明細で提出する場合

明細が「○×ステーション ○○円」のみでは、ガソリン代であることが判断できないため、「レギュラー」等、ガソリンであることが記載されているものを提出してください。

- 電気代やガス代

使用場所（事業所住所）の記載があるもの
電気代、ガス代であることが分かるもの（電気代とガス代一括の請求書は、その内訳が分かるもの）を提出してください

【申請者が法人】法人口座

【申請者が個人事業者】個人事業者口座

- ・ 請求額の支払日を確認します。

- 請求書写しのみ、または通帳写しのみでは対象経費支払の確認ができないため、両方を提出してください。

5-2. 郵送での申請方法⑧

● 提出書類⑤ 振込先確認書類



はがれないよう
糊付け

提出書類⑤

振込先確認

- 通帳の写し（表紙をめくった見開きページ全体）を貼り付けてください。
 - ネット銀行等通帳のない場合、金融機関名、支店名、口座種別、口座番号、口座名義の情報ページの写しを貼り付けてください。
- 必ず、申請者名義の口座）
- 等倍コピー（画像の場合は文字が読めるもの）

口座種別

口座名義

金融機関名
店名

店番号
口座番号

写し

ネット銀行の場合

お客様情報照会
ページ

- 金融機関名
- 支店名
- 口座種別
- 口座番号
- 口座名義

写し

事務局記入欄 No. [] [] [] [] [] [] [] []

5-2. 郵送での申請方法⑨

● 提出書類⑥ 誓約書

提出書類⑥

令和〇年〇月〇日

申請者 所在地(個人事業は自宅前) 各務原市〇〇町 XX-X
法人名(法人の場合は記入) 株式会社〇〇
代表者氏名(個人事業は申請者氏名) 〇〇 〇〇〇

※代表者氏名は、自署又は記名押印

誓約書

署名した日付を忘れず記入してください。

提出書類⑥

令和 年 月 日

所在地(個人事業は自宅前) _____
法人名(法人の場合は記入) _____
代表者氏名(個人事業は申請者氏名) _____

※代表者氏名は、自署又は記名押印

誓約書

代表者氏名は自署してください。自署でない場合は押印が必要。

必ず内容を確認して署名してください。

- (1) 暴力団ではありません。
- (2) 役員等が暴力団員であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与している個人又は法人等ではありません。
- (3) 役員等が暴力団員であることを知りながらこれを借出し、又は雇用している個人又は法人等ではありません。
- (4) 役員等がその属する法人等若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用している個人又は法人等ではありません。
- (5) 役員等が暴力団若しくは暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している個人又は法人等ではありません。
- (6) 役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している個人又は法人等ではありません。
- (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している業者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用している個人又は法人等ではありません。
- (8) 本支援金と同種の県支援金等の交付を受ける場合にあっては、その交付を受けてなお、本支援金の支援対象者となっています。
- (9) その他、給付要件をすべて満たしています。
- (10) 申請内容に虚偽が判明した場合は、本支援金の返還に応じます。

事務局記入欄 No.

--	--	--	--	--	--

申請の前に

電子申請を選
択できる条件

● 次の2つを満たす場合

1. 提出書類③「申請者・事業所等の確認ができる書類」に相当する添付ファイル数が3つ以内（各ファイルサイズは10MB以下）
2. 提出書類④「エネルギー経費の支出が確認できる書類」に相当する添付ファイル数が6つ以内（各ファイルサイズは10MB以下）

- ✓ 電子申請を行う場合は、インターネット環境が必要です。
- ✓ 上記2条件にあてはまる場合も、郵送を選択することができます。

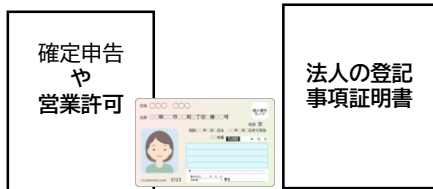
添付書類

- 郵送の場合の提出書類①、②、⑥、⑧へ記入する代わりに、申請フォームに入力してください。
- 下記の提出書類に相当する書類は、申請フォームにスキャンや画像のデータを添付してください。

● 提出書類③に相当

申請者・事業所等の確認ができる書類
※支援金第1弾の交付がある場合のみ省略可能
(第1弾申請時から内容に変更がある場合、提出が必要)

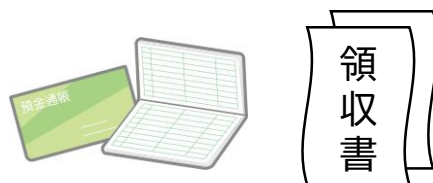
- 添付ファイル数3つ以内 かつ
- 各ファイルサイズ10MB以下



● 提出書類④に相当

エネルギー経費の確認書類

- 添付ファイル数6つ以内 かつ
- 各ファイルサイズ10MB以下



● 提出書類⑤に相当

振込先確認

- 通帳の見開きページの写し
- ネット銀行等通帳のない場合、金融機関名、支店名、口座種別、口座番号、名義の情報ページ



● 提出書類⑦に相当

県支援金交付等状況報告書

※支援金第1弾の交付がある場合のみ提出不要

- 交付金が振り込まれた口座の通帳の写し
- 交付決定通知書の写し



5-4. 電子申請の方法①

① 各務原市ウェブサイト内の「各務原市エネルギー価格高騰対策支援事業」ページから申請フォームへアクセス

- パソコンから市のウェブサイトへ

各務原市 中小企業等エネルギー価格高騰対策支援

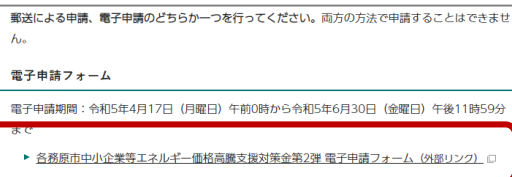
検索

- スマートフォンから市のウェブサイトへ



市ウェブサイト

- 市ウェブサイトから申請フォームへ



② 必要事項を入力

Q4. 【法人等の場合】法人代表者名を記入してください。
【個人事業者等の場合】個人事業者氏名を記入してください。
必須

各務原 太郎 カタカナで記入してください。必須

Q5. Q4のフリガナをカタカナで記入してください。必須

カカミカハラ タロウ

Q6. 【法人の場合】本店住所を記入してください。
【個人事業者等の場合】自宅住所を記入してください。必須

必須項目は必ず入力してください。

クリップのアイコンをクリック（スマートフォンの場合はタップ）して、必要な書類を添付してください。

③ 書類の添付

エネルギー経費を示す書類を添付してください。必須

入力と添付が済んだら「確認画面へ進む」をクリック（またはタップ）し、申請内容に間違いがないか最終確認してください。

④ 確認画面

→ 確認画面へ進む

入力もれがあると「入力の正しくない項目があります」と表示され、確認画面に進みません。もれがあった項目が赤字で表示されるので、改めて入力してから確認画面に進んでください。

▲ 入力の正しくない項目があります。

支援金等の名称を選んでください

必須項目です。

⑤ 送信

← 1つ前の画面に戻る

→ 送信

申請内容を確認したら「送信」をクリック（またはタップ）してください。申請フォームに入力したメールアドレスへ、受付完了メールが自動送信されます。（送信元no-reply@logoform.jp）

5-4. 電子申請の方法②

● 入力事項の概要

質問は一部省略されています。詳細は申請フォームをご確認ください。

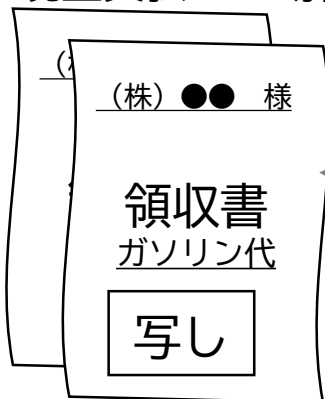
1. 申請者情報の入力	
Q1	【法人等の場合】法人名を記入してください。 【個人事業者等の場合】屋号を記入、屋号がない場合は「屋号なし」と記入してください。
Q2	Q1のフリガナをカタカナで記入してください。
Q3	代表者役職を記入してください。役職がない場合「役職なし」と記入してください。
Q4	【法人等の場合】法人代表者名を記入してください。 【個人事業者等の場合】個人事業者氏名を記入してください。
Q5	Q4のフリガナをカタカナで記入してください。
Q6	【法人の場合】本店住所を記入してください。 【個人事業者等の場合】自宅住所を記入してください。
Q7	本支援金の振込を希望する、申請者名義の口座情報を記入してください。 法人の場合は、当該法人の口座に限ります。
Q8	申請者の業種を記入してください。（複数の業種を営む場合は、主な事業の業種を一つ）
Q9	常時使用する従業員数を記入してください。
Q10	担当者の情報を記入してください。日中に連絡を取れる連絡先を記入してください。
Q11	Q6と異なる、各務原市内の事業所等の住所がある場合入力してください。ない場合は「なし」と入力してください。
Q12	各務原市中小企業等エネルギー価格高騰対策支援金第1弾の交付を受けましたか。
2. 経費と申請金額の入力（回答内容によって表示される質問が異なります）	
Q13	支援金の交付を受ける対象月を記入してください。
Q14	対象月の各エネルギーの経費合計額を記入してください。
Q15	対象月のすべてのエネルギーの経費の合計金額
Q16	【申請・請求額】Q15に表示されたエネルギー経費の合計金額に対応する第2弾支援金額を次の表から選んで入力してください。
Q17	県の支援金等の交付・給付をすでに受けていますか？交付等について、あてはまるものを選択してください。
Q18	【申請・請求額】Q15に表示されたエネルギー経費の合計金額に対応する第2弾支援金額を次の表から選んで入力してください。
Q19	Q17で「いずれかの交付等の申請を行っている」「いずれかの交付等を受けた」と回答した方へ。申請しているもの・交付を受けたものを選択してください。
Q20	Q19で回答をいただいた県の支援金等の、交付を受けた金額、または申請中の金額を記入してください。
Q21	Q15に表示された金額に対応する「金額A」を下記の表から選んで入力してください。（第2弾支援金額ではありません）
Q22	県支援金額－金額A＝金額B
Q23	【申請・請求額】Q22の計算結果が0円以下の方は、Q15に表示されたエネルギー経費の合計金額に対応する第2弾支援金額を次の表から選んで入力してください。
Q24	Q15に表示されたエネルギー経費の合計に対応する金額Cを次の表から選んで入力してください。
Q25	【申請・請求額】Q24の金額CからQ22の金額Bを引いた金額が本支援金の申請・請求額となります。（自動計算のため入力できません）
3. 誓約事項	
Q26	以下の内容をご確認いただき、チェックを入れてください。 誓約いただくことで、申請することができます。
4. 書類等の添付	
Q27	申請者・事業所等の確認ができる書類を添付してください。
Q28	支援金第1弾で提出した申請者・事業所等の確認ができる書類に変更がある場合、変更後の書類を添付してください。
Q29	エネルギー経費の支出が確認できる書類を添付してください。
Q35	今回の支援金の振込を希望する口座の通帳の見開きページ全体を添付してください。
Q36	県支援金の交付を受けた方は振込口座の通帳の給付金額が分かるページの写し等を添付してください。
Q37	県支援金を申請して交付決定前の方は、交付決定後速やかに金額の分かる書類（交付金額を記帳した通帳の写しなど）を本支援金の事務局へ提出してください。
Q38	この申請の受付完了メールを受け取ることができるメールアドレスを入力してください。

回答によっては表示されない設問もあります。

5-2. 電子申請の方法③

● 請求書・領収書の注意点

■ 現金支払いの場合



【申請者が法人】法人宛

【申請者が個人事業者】屋号や個人事業者宛

- ・ 「ガソリン」など記載があり、対象経費の領収であることがわかるもの
- ・ 領収日の記載があるもの

領収書に経費の内容が記載されていない場合、請求書等、経費の内容が分かるものを併せて提出してください。

■ 口座引き落としの場合

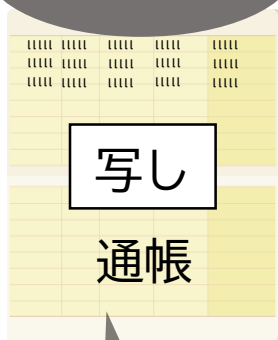


【申請者が法人】法人宛

【申請者が個人事業者】屋号や個人事業者宛

- ・ 「灯油代」など記載があり、対象経費の請求であることがわかるもの
- ・ 支払日は領収日や通帳引き落とし日で確認します。

および



- ガソリンや軽油、灯油代の請求をカード明細で提出する場合

明細が「○×ステーション ○○円」のみでは、ガソリン代であることが判断できないため、「レギュラー」等、ガソリンであることが記載されているものを提出してください。

- 電気代やガス代

使用場所（事業所住所）の記載があるもの
電気代、ガス代であることが分かるもの（電気代とガス代一括の請求書は、その内訳が分かるもの）を提出してください

【申請者が法人】法人口座
【申請者が個人事業者】個人事業者口座

- ・ 請求額の支払日を確認します。

- 請求書写しのみ、または通帳写しのみでは対象経費支払の確認ができないため、両方を提出してください。